

議案第48号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分  
について

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、別紙のとおり構成  
市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の  
議決を求める。

令和6年6月10日提出

天理市長 並 河 健

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分  
に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産処分をすることについて、次のとおり定める。

- 1 財政調整基金（以下「基金」という。）については、令和6年度末の基金残高を、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合（以下「組合」という。）の設立から解散に至るまでの間に構成市町村が組合に負担した別表の負担金の割合に応じて配分する。
- 2 物品については、廃棄処分とする。
- 3 「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合電算システム」の著作権については、これを放棄する。
- 4 令和7年1月31日時点において残存する、構成市町村が貸付けを行った住宅新築資金、宅地取得資金及び住宅改修資金（以下「住宅新築資金等」という。）に係る債権については、令和7年2月1日付けで当該住宅新築資金等の貸付けを行った市町村に当該市町村に係る債権を移管するものとする。ただし、令和7年1月31日時点において、競売事件が完了していない等で残債権額が確定していない債権については、確定後、令和7年3月31日までの間に速やかに移管するものとする。

別表

（構成市町村の負担金の割合）

市町村名	割合（%）
奈良市	16.21
大和高田市	10.22
天理市	5.26
橿原市	8.58
五條市	3.20

御 所 市	13.75
葛 城 市	0.22
宇 陀 市	15.56
山 添 村	0.17
三 郷 町	13.71
三 宅 町	1.64
曾 爾 村	3.44
御 杖 村	0.35
高 取 町	3.15
河 合 町	3.41
吉 野 町	1.13
合 計	100.00